

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の地方自治法第263条の3第5項の規定に基づく通知について</p>	<p>平成27年1月15日</p> <p>保安課</p>
-------------------------------	--	------------------------------

1 通知の趣旨

地方自治法第263条の3第5項の規定により、各大臣が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策を立案しようとする場合には、当該義務を負う地方公共団体の長又は議会の議長の全国的連合組織に対し同施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずることとされているため、次期通常国会への提出を予定している下記2の法律案について、その概要を通知するもの。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

(要旨)

最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大する等の措置を講ずるもの。

公安委員会 説明資料No. 2	「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	平成27年1月15日 保安課
--------------------	---	-------------------

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）の施行により、空気銃に係る練習射撃場の制度が新設されることに伴う下位法令の整備に当たり、意見の募集を実施するもの。

2 改正案の概要

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案

空気銃に係る練習射撃場に備え付ける空気銃の構造及び機能の基準を定めるもの。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案

空気銃に係る練習射撃場に備え付ける空気銃の備付けの基準、当該練習射撃場において年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法等を定めるもの。

3 意見募集の期間

平成27年1月16日（金）から平成27年2月14日（土）までの30日間

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律案を策定するに当たり、「道路交通法改正試案」を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成27年1月16日（金）から平成27年2月4日（水）までの期間

3 道路交通法改正試案の主な内容（別添資料参照）

(1) 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

ア 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、75歳以上の運転免許（以下「免許」という。）を受けた者で認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為をしたものに対し、臨時に認知機能検査を行うこととする。

イ 公安委員会は、認知機能が低下しているおそれがあると判断された者等に対して、臨時に高齢者講習を行うこととする。

ウ 公安委員会は、認知機能検査において認知症のおそれがあると判断された者が実際に認知症に該当しているか否かを明らかにするため、その者の交通違反の状況にかかわらず、臨時に適性検査を行い、又は医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとする。

(2) 運転免許の種類等に係る規定の整備

ア 自動車の種類として準中型自動車（※1）、運転免許の種類として準中型自動車免許（※2）を新たに設けることとする。

※1 車両総重量3.5～7.5トン等と定める予定（府令事項）

※2 受験資格は18歳以上

イ 準中型自動車免許を受けようとする者に対する講習、同免許を受けた者に係る再試験等に関する規定を整備することとする。

(3) その他

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、免許の仮停止の対象とすることとする。

4 地方自治法第263条の3第5項の規定に基づく通知

上記改正試案を全国知事会等に通知する。

1 改正の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行に伴い、下位法令について所要の改正等を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案（別添1）

ア 一定の病気に該当すること等を理由として運転免許の取消しを受けた者で、当該取消しを受けた日から起算して3年を経過する前に運転免許を再取得したもの等についての優良運転者等に係る基準を定める。

イ 自転車運転者講習の受講命令の要件となる、自転車の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（危険行為）を定めるほか、当該講習の講習手数料の標準額を定めるなどする。

ウ アルコールを検知する機器の利用を呼気検査の方法に加える。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案（別添2）

一定の病気に該当すること等を理由として運転免許を取り消された場合における再取得した運転免許に係る運転免許証の有効期間に関する規定、自転車運転者講習に関する規定等の整備に係る改正規定の施行期日を平成27年6月1日とする。

(3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案（別添3）

ア 自転車運転者講習について、講習の内容、方法等を定めるほか、受講命令の方法及び受講命令をした場合等に都道府県公安委員会が国家公安委員会へ報告しなければならない事項を定める。

イ 都道府県公安委員会が、臨時適性検査の通知をした場合に、国家公安委員会へ報告しなければならない事項を定める。

ウ 反則金の納付を通告するとき等に交付する納付書について、非衝撃式印字装置により印字することができるよう、様式に係る規定を整備する。

(4) 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（別添4）

(3)の改正に伴う所要の改正を行う。

3 意見公募手続の実施結果（別添5）

平成26年11月28日から同年12月27日までの間、2(1)及び(3)について、意見公募手続を実施した結果、45件の御意見が寄せられた。

4 政令案の今後の予定

閣議 1月20日（火）

1 総額	323,515百万円
(1) 一般会計	321,551百万円
平成26年度予算額	321,298百万円
対前年度比較増減額	253百万円 (0.08%)

	26年度予算額	27年度予算額	増△減額
人件費	103,531百万円	102,867百万円	△ 664百万円 (-0.6%)
物件費	217,767百万円	218,684百万円	917百万円 (0.4%)
交付税特会繰入れ	69,839百万円	67,348百万円	△ 2,491百万円 (-3.6%)
その他	147,928百万円	151,336百万円	3,408百万円 (2.3%)
合計	321,298百万円	321,551百万円	253百万円 (0.08%)

(2) 東日本大震災復興特別会計	1,964百万円
------------------	----------

2 主な内容

(1) サイバー空間の脅威への対処	2,188百万円
(2) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備	10,857百万円
(3) 組織犯罪対策の推進	3,998百万円
(4) テロ対策と大規模災害対策の推進	8,696百万円
(5) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進	3,612百万円
(6) 安全かつ快適な交通の確保	20,184百万円
(7) 警察基盤の充実強化	33,405百万円
ア 人的基盤の充実強化	460百万円
○ 地方警察官の増員 増員数 1,020人	
○ 国家公務員の増員 増員数 98人	
イ 装備資機材・警察施設の整備充実	32,945百万円
(8) 東日本大震災からの復旧・復興の支援	1,964百万円

3 組織改正

長官官房参事官(企画担当)の時限撤廃、保安課風俗環境対策室、警備課2020年オリンピック・パラリンピック東京大会警備対策室の設置等。

1 これまでのブラジルへの警察支援について

- (1) 平成9年 サンパウロ州警察が日本の地域警察活動に関心を持ち、独自に交番制度を導入。
- (2) 平成17年 ブラジル連邦政府からの要請により、6年にわたり、サンパウロ州警察における地域警察活動の強化及びブラジルの他の州（サンパウロを含む計12州）への交番制度の普及を支援。
- (3) 平成26年 ブラジル連邦政府からの要請により、警察庁、JICA、外務省で協議した結果、交番制度を始めとした地域警察活動の更なる質の向上及び全国展開（全土27州）を目的とした「地域警察活動普及プロジェクト（3カ年）」を採択し、5月、警察庁・JICAによる事前調査団をブラジルに派遣。
平成27年1月から3カ年のプロジェクト実施について合意。

2 ブラジルへのJICA短期専門家派遣について

- (1) 派遣予定者・期間
 - 2名（警部1名、警部補1名）
 - 57日間（1月16日～3月13日）
- (2) 活動内容
 - ブラジル法務省国家公共保安局が実施する地域警察活動に関する研修コース等の開催支援、指導
 - モデル州における地域警察活動（交番の活動等）の質の向上に向けた助言、指導

3 その他

本派遣以外に本年中に、短期専門家（2か月）、長期専門家（1年）の派遣（各1回）及び本邦研修（計2回）を予定。

1 検挙状況（1月13日（期日後30日）現在）

区分 罪種	47回（今回） （H27. 1. 13現在）				46回（前回） （H25. 1. 15現在）				増 減			
	事件数	件数	人 員		事件数	件数	人 員		事件数	件数	人 員	
				逮捕				逮捕				逮捕
買 収	3	20	8	8	10	35	47	11	-7	-15	-39	-3
現金買収	3	20	8	8	8	30	38	10	-5	-10	-30	-2
供応買収	0	0	0	0	1	1	4	0	-1	-1	-4	+0
物品買収	0	0	0	0	1	4	5	1	-1	-4	-5	-1
自由妨害	11	14	11	9	17	17	17	15	-6	-3	-6	-6
詐偽投票	5	5	5	0	7	7	8	3	-2	-2	-3	-3
投票偽造	1	1	1	0	0	0	0	0	+1	+1	+1	+0
投票干渉	3	3	6	1	5	5	7	2	-2	-2	-1	-1
飲食物の提供	1	2	1	0	0	0	0	0	+1	+2	+1	+0
選挙事務関係者の選挙運動	2	2	2	0	0	0	0	0	+2	+2	+2	+0
その他	0	0	0	0	12	14	20	2	-12	-14	-20	-2
合 計	26	47	34	18	51	78	99	33	-25	-31	-65	-15

（注）47回及び46回の検挙状況は、いずれも期日後30日現在のものである。

2 主な検挙事例

- 運動員による違法な文書掲示に係る現金買収事件（群馬）
- 運動員による電話作戦に係る現金買収事件（青森、和歌山）
- 障害者支援施設における投票干渉事件（石川）

1 事件概要

- 1月7日～9日、パリ及び近郊で6件のテロ事件が連続発生し、計17人が死亡
- イスラム教関連風刺画を掲載の雑誌社（シャルリー・エブド）、警察官、ユダヤ関連施設等が標的
- 被疑者は、イスラム過激派思想の影響を受け、国外テロ組織との関連が疑われる。

2 各国の対応・我が国での反響

(1) 各国の対応（11日）

- 仏全土で370万人以上の規模で追悼と抗議のデモ「共和国行進」が開催され国内外の首脳等も多数参加
- 仏内務省で欧米各国が多数列席しテロ対策会議が開催され各種規制について協議
- 米国は、2月18日に首脳級テロ対策国際会議を開催すると発表

(2) 我が国での反響

3 日本警察の対応

1月8日、警察庁から全国警察に指示

- 関連情報の収集の強化
- 関係機関との緊密な連携による水際対策の徹底
- 重要施設等の警戒警備の徹底